

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月26日
【事業年度】	第12期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
【会社名】	住石ホールディングス株式会社
【英訳名】	Sumiseki Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長崎 駒樹
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋六丁目16番12号
【電話番号】	03(5733)9901
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員財務部長 滝田 出
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋六丁目16番12号
【電話番号】	03(5733)9901
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員財務部長 滝田 出
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	17,983	12,548	14,402	19,733	15,390
経常利益 (百万円)	754	507	2,626	2,129	1,262
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,029	323	2,147	2,594	1,021
包括利益 (百万円)	937	571	2,150	2,039	815
純資産額 (百万円)	10,558	10,917	12,862	14,497	14,996
総資産額 (百万円)	16,528	16,359	18,623	16,841	16,622
1株当たり純資産額 (円)	138.24	146.87	183.93	218.60	233.56
1株当たり当期純利益 (円)	17.35	5.42	38.08	47.23	18.94
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	15.41	4.90	32.89	40.25	15.98
自己資本比率 (%)	63.6	66.4	68.6	85.5	89.4
自己資本利益率 (%)	10.1	3.0	18.2	19.1	7.0
株価収益率 (倍)	5.6	17.7	4.2	2.7	6.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	621	35	4,335	2,145	2,191
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	327	290	172	1,391	55
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,108	788	471	2,457	731
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	2,184	1,656	5,328	2,124	3,526
従業員数 (人)	59	57	52	56	58
(外、平均臨時雇用者数)	(5)	(5)	(6)	(6)	(6)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第11期の期首から適用しており、第10期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	440	430	-	200	220
経常利益又は経常損失 ( ) (百万円)	734	1,473	448	2,574	1,315
当期純利益又は当期純損失 ( ) (百万円)	726	1,469	332	2,592	1,332
資本金 (百万円)	2,501	2,501	2,501	2,501	2,501
発行済株式総数 (株)					
普通株式	58,892,853	58,892,853	58,892,853	58,892,853	58,892,853
第二種優先株式	7,140,000	7,140,000	7,140,000	7,140,000	7,140,000
純資産額 (百万円)	4,665	5,922	5,384	7,573	8,588
総資産額 (百万円)	7,534	9,187	7,730	8,037	8,746
1株当たり純資産額 (円)	36.36	58.99	50.01	91.21	112.34
1株当たり配当額 (円)					
(普通株式)	2.00	2.00	3.00	3.00	3.00
(内1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(第二種優先株式)	3.00	2.00	2.00	2.00	2.00
(内1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 ( ) (円)	12.13	25.51	6.20	47.20	24.79
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	10.88	22.27	-	40.22	20.92
自己資本比率 (%)	61.4	63.8	68.6	93.0	96.6
自己資本利益率 (%)	16.5	28.0	6.0	40.6	16.7
株価収益率 (倍)	8.0	3.8	-	2.7	4.7
配当性向 (%)	16.5	7.8	-	6.4	12.1
従業員数 (人)	14	15	13	12	12
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
株主総利回り (%)	81.8	82.6	138.0	113.2	106.6
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(89.2)	(102.3)	(118.5)	(112.5)	(101.8)
最高株価 (円)	141	108	205	182	159
最低株価 (円)	84	77	89	85	95

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第11期の期首から適用しており、第10期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

## 2【沿革】

2008年10月	住友石炭鉱業株式会社（現 住石マテリアルズ株式会社）の単独株式移転により持株会社住石ホールディングス株式会社を設立し、東京証券取引所に新規上場（住友石炭鉱業株式会社は2008年9月に上場廃止）
2009年8月	住石貿易株式会社を設立
2009年10月	住石マテリアルズ株式会社の石炭事業部門を住石貿易株式会社へ事業譲渡
2016年4月	住石マテリアルズ株式会社の新素材事業部門及び採石事業部門（山陽事業所）を、新設分割により設立したダイヤモンド株式会社及び住石山陽採石株式会社へそれぞれ事業譲渡
2016年5月	住石マテリアルズ株式会社は、割り当てを受けたダイヤモンド株式会社及び住石山陽採石株式会社並びに同社の子会社である泉山興業株式会社の株式を、すべて住石ホールディングス株式会社（当社）へ現物配当により譲渡

当社は、2008年10月1日に住友石炭鉱業株式会社（現 住石マテリアルズ株式会社）の単独株式移転により、同社を完全子会社とする持株会社として設立いたしました。住石マテリアルズ株式会社の沿革は以下のとおりであります。

1691年 (元禄4年)	別子銅山開坑
1893年11月	庄司砒（九州）を入手、石炭業に着手
1894年4月	忠隅砒（九州）を入手
1924年10月	坂炭砒株式会社（北海道）の経営に参加
1925年10月	坂炭砒株式会社の商号を住友坂炭砒株式会社に変更
1927年6月	住友別子鉱山株式会社を設立（注）住石マテリアルズ株式会社の設立登記日となる
1928年6月	住友九州炭砒株式会社を設立
1930年4月	住友坂炭砒株式会社と住友九州炭砒株式会社が合併し、住友炭砒株式会社を設立
1937年6月	住友別子鉱山株式会社と合併し、商号を住友鉱業株式会社に変更
1946年1月	商号を井華鉱業株式会社に変更
1949年10月	東京・大阪両証券取引所に株式上場
1950年2月	本社を大阪市から東京都に移転
1950年3月	過度経済力集中排除法により、金属鉱山部門（現 住友金属鉱山株式会社）、土木部門（現 三井住友建設株式会社）、調度部門（株式会社新居浜大丸）を分離する
1952年7月	商号を住友石炭鉱業株式会社に変更
1971年10月	奔別砒・歌志内砒閉山、赤平砒一山体制となる。
1979年10月	赤平炭砒を分離して住友石炭赤平炭砒株式会社を設立
1983年5月	赤平技術サービス株式会社（株式会社イズミテック）を設立
1988年10月	豪州の炭鉱会社Wambo Mining Corporation Pty.Ltd.に資本参加
1994年2月	赤平炭砒を閉山（1994年3月 住友石炭赤平炭砒株式会社解散）
1998年4月	泉山興業株式会社を買収
2001年1月	豪州の炭鉱会社Wambo Mining Corporation Pty.Ltd.を売却
2002年10月	株式会社エスシーエム興産を会社分割により設立
2003年3月	株式会社イズミテックを吸収合併
2004年9月	株式会社エスシーエム興産を売却
2008年10月	商号を住石マテリアルズ株式会社に変更

### 3【事業の内容】

当企業集団は、当連結会計年度末現在、連結財務諸表提出会社（以下「当社」）、子会社5社（うち連結子会社5社）及び関連会社1社（うち持分法適用会社1社）により構成されており、その主要な事業内容と当企業集団の事業に係わる位置づけ等は次のとおりであり、当該3部門は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

また、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

#### 石炭事業部門

当企業集団では、連結子会社である住石貿易株式会社が石炭の仕入及び販売を行っております。

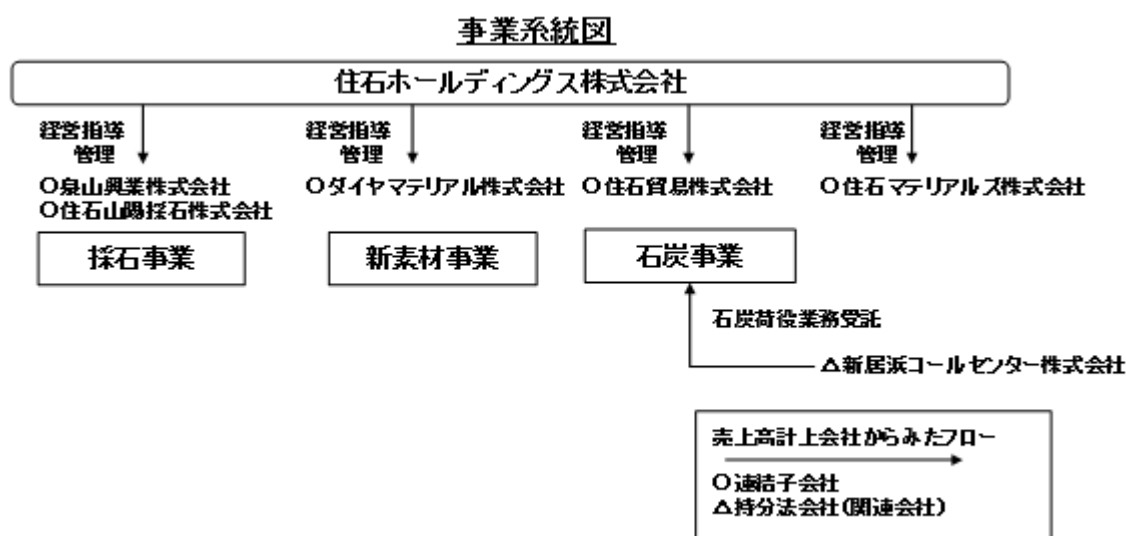
#### 新素材事業部門

当企業集団では、連結子会社であるダイヤモンドリアル株式会社が工業用人工ダイヤモンドの製造、仕入及び販売を行っております。

#### 採石事業部門

当企業集団では、連結子会社である住石山陽採石株式会社及び泉山興業株式会社が、碎石の採取、加工及び販売を行っております。

以上述べた事項を事業系統図に示すと次のとおりであります。



## 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 住石貿易株式会社 (注)5	東京都港区	100	石炭事業	100.0	役員の兼任 6名 経営指導及び資金支援を行っている。
住石マテリアルズ株式会社 (注)2	東京都港区	100	資産の管理等	100.0	役員の兼任 6名 経営指導及び資金借入を行っている。
ダイヤモンドマテリアル株式会社	北海道赤平市	90	新素材事業	100.0	役員の兼任 1名 経営指導を行っている。
住石山陽採石株式会社	兵庫県神崎郡神河町	90	採石事業	100.0	役員の兼任 1名 経営指導及び資金支援を行っている
泉山興業株式会社	青森県上北郡六ヶ所村	90	採石事業	100.0	役員の兼任 1名 経営指導及び資金支援を行っている。
(持分法適用関連会社) 新居浜コールセンター株式会社	愛媛県新居浜市	50	倉庫業	40.0 (40.0)	役員の兼任 1名 住石貿易株式会社が石炭荷役を委託し、資金調達を行っている。

(注)1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称又は業種を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 「議決権の所有割合」欄の(内書)は間接所有であります。

4. 上記会社において有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5. 住石貿易株式会社は、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、セグメントの石炭事業部門の売上高に占める当該連結子会社の売上高(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む)の割合が90%を超えるため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

## 5【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	
石炭事業部門	11	(1)
新素材事業部門	10	(5)
採石事業部門	25	(-)
報告セグメント計	46	(6)
全社(共通)	12	(-)
合計	58	(6)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

## (2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
12 (-)	47.3	17.1	7,590,357

セグメントの名称	従業員数(名)	
全社(共通)	12	(-)
合計	12	(-)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

## (3) 労働組合の状況

- ・提出会社  
労働組合はありません。
- ・連結会社  
労働組合はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループは、基本方針として、一般炭を中心に日本の経済発展に不可欠な石炭を安定的に供給することを事業目的とし、国際的な環境変化に適合してゆくための情報力強化、ノウハウ蓄積に努めつつ、堅実かつ効率的な経営を進めてまいります。また、長期的にも環境が変動する中で、経営の健全性を維持するために、自己資本比率及び自己資本利益率（ROE）を重視します。

今後の見通しといたしましては、未だに新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、収束の時期や感染拡大による影響が全く見通せないため、先行きは非常に不透明感の強い状況にあります。

このような状況下、当社グループの次期の連結業績見通しにつきましては、石炭市況については、原油、LNGの値崩れから、石炭価格もさらに下落する事が予想され、新規顧客の開拓は厳しい状況が続くと思われませんが、当社グループの各事業について、収益力向上に向けた取り組みは次のとおりです。

石炭事業部門については、顧客企業宛の石炭輸送の中継地の能力アップを図っていく他、豪州のワンボ炭鉱を始めとする仕入先との連携を強化し、顧客ニーズに対応できる販売体制を構築します。

新素材事業部門については、IT関連の製造工程に不可欠な高級研磨材の今後の需要拡大に対応するため、人工ダイヤの製造ラインの強化と効率化を進めます。

採石事業部門については、今後のプロジェクト工事を含む公共事業からの需要に応ずるべく、生産現場の効率化を推進します。

財政面は、引き続き外部調達圧縮とグループ内の資金効率化により、財務体質及び収益体質の改善を図ります。

なお、次連結会計年度から豪州ワンボ社からの受取配当金の会計処理について営業利益に計上することに変更しております。

当社グループといたしましては、持株会社体制の確立により収益力の改善を推し進めるとともに、強固な経営基盤を構築し、企業価値の向上を図ってまいります。

### 2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性のあるリスク及び変動要因と、その他投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 信用リスク

当社グループでは、多様な商品取引活動により国内外の取引先に対して発生する種々の信用リスクに対して、各事業部門において、信用リスクを定量・定性面から管理・評価し、与信限度・債権状況を定期的にモニタリングするとともに、各事業部門より独立した部署が回収状況及び滞留債権状況を定期的にレビューし、回収可能性の検討を行い必要な処理を行っております。

#### (2) 金利変動リスク

当社グループでは、資金調達を主に銀行借入により行っており、借入金残高は減少しておりますが、金利変動リスクがあります。金利上昇によるコストの増加を事業活動において吸収できない場合は、経営成績に影響を与える場合があります。

#### (3) 海外投資リスク

当社の連結子会社である住石マテリアルズ株式会社は豪州ワンボ社のクラスB株に出資しております。同社を運営している米国のピーボディ社等の業務状況等は、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

#### (4) 資産価値

当社グループが保有している固定資産は、時価や収益価値をもとに資産価値を検討していますが、今後時価の下落、収益性の低下、保有方針の変更に伴い資産価値が下落した場合、その結果が当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) 海外情勢リスク

当社の連結子会社である住石貿易株式会社の石炭事業部門は、原油及び天然ガス等の国際的な資源市況の動向や、主たる仕入先の豪州、インドネシア等の政治経済環境の大幅な変化或いは法律改正等の予期せぬ事象により、業績に影響を受ける可能性があります。

#### (6) 新型コロナウイルス感染拡大による影響のリスク

新型コロナウイルス感染症の猛威により、経済基調は急速に悪化しており、先行きについて極めて厳しい状況が続くと見込まれております。その結果が当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。



### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

##### 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善等が見られたものの、年明け以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、景気が急激に失速し、雇用や投資に大きな影響が出始めております。

先行きにつきましても、感染症の影響により、極めて厳しい状況が続くと見込まれており、感染症が内外経済をさらに下振れさせるリスクに十分注意する必要があります。

このような事業環境のもとで、当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）は、主力である石炭事業部門の販売体制強化を実施する等、既存顧客へのサービス向上と新規顧客の獲得に積極的に取り組みました。

##### a. 財政状態

###### （資産）

当連結会計年度の総資産は、現金及び預金等が増加したものの、売上債権や商品及び製品等が減少したことから、前連結会計年度末に比べ、219百万円減少し、16,622百万円となりました。

###### （負債）

当連結会計年度の負債は、その他流動負債等が増加したものの、支払手形及び買掛金や短期借入金の減少等により、前連結会計年度に比べ、719百万円減少し、1,625百万円となりました。

###### （純資産）

当連結会計年度の純資産は、自己株式の取得や、その他有価証券評価差額金の減少等があったものの、親会社株主に帰属する当期純利益の計上により、前連結会計年度に比べ、499百万円増加し、14,996百万円となり、自己資本比率は89.4%となりました。

##### b. 経営成績

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の業績は、主力である石炭事業部門の販売体制強化を実施する等、既存顧客へのサービス向上と新規顧客の獲得に積極的に取り組みました。

当連結会計年度の経営成績につきましては、主力事業部門の石炭取引について、石炭輸入先からの情報収集や販売先との関係強化に注力するとともに、新規販売先へのトライアル等を実施しておりますが、石炭市況の下落が継続する中で、販売タイミングの不調等により、売上高は15,390百万円（前期比22.0%減）となり、営業利益は21百万円（同86.7%減）となりました。また経常利益は、豪州ワンボ社からの受取配当金が前連結会計年度に比べ減少したこと等もあり、1,262百万円（同40.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,021百万円（同60.6%減）となりました。

セグメントの経営成績は、次のとおりであります。

石炭事業部門では、販売数量が減少したこと及び石炭価格が下落したこと等により、当連結会計年度における売上高は14,378百万円（前期比23.4%減）となりました。

新素材事業部門では、スマートフォン関連市場での販売は堅調に推移しましたが、自動車関連市場では生産調整が続いていること等から、売上高は274百万円（前期比9.8%減）となりました。

採石事業部門では、西日本側で新規顧客の確保及び売価アップが業績向上に寄与し、東北方面ではプロジェクト工事（原子力関連）向けの販売が順調に推移したことにより、売上高は737百万円（前期比11.3%増）となりました。

（注）金額には、消費税等は含まれておりません。

#### キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ、1,402百万円増加し、3,526百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、売上債権135百万円やたな卸資産630百万円の減少等により、2,191百万円の収入（前年同期は2,145百万円の支出）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出36百万円等により、55百万円の支出(前年同期は1,391百万円の収入)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の返済329百万円や、自己株式の取得による支出175百万円並びに配当金の支払額177百万円の支出等により、731百万円の支出(前年同期は2,457百万円の支出)となりました。

生産、受注及び販売の実績

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前年同期比(%)
新素材事業部門(百万円)	77	98.4
採石事業部門(百万円)	448	106.9
合計(百万円)	526	105.5

(注) 1. 金額は販売原価であり、セグメント間取引については相殺消去しております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前年同期比(%)
石炭事業部門(百万円)	14,378	76.6
新素材事業部門(百万円)	274	90.2
採石事業部門(百万円)	737	111.3
合計(百万円)	15,390	78.0

(注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。  
2. 最近2連結会計年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。なお、前連結会計年度の王子グリーンリソース株式会社、株式会社カネカ並びに当連結会計年度の東ソー株式会社、住友大阪セメント株式会社については、各期の当該割合が100分の10未満であるため、記載を省略しております。

相手先	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
東レ株式会社	3,426	17.4	3,493	22.7
王子グリーンリソース株式会社	-	-	1,766	11.5
株式会社カネカ	-	-	1,584	10.3
東ソー株式会社	2,651	13.4	-	-
住友大阪セメント株式会社	2,164	11.0	-	-

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に係る会計方針及び見積りについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

1. 当社グループの当連結会計年度の経営成績等

(1) 売上高

当連結会計年度の連結売上高は、主力事業部門の石炭取引について、石炭輸入先からの情報収集や販売先との関係強化に注力するとともに、新規販売先へのトライアル等を実施しておりますが、石炭市況の下落が継続する中で、販売タイミングの不調等により、前連結会計年度に比べ4,343百万円減収の15,390百万円となりました。

(2) 営業利益

当連結会計年度の連結営業利益は、売上高減収等により、前連結会計年度に比べ142百万円減益の21百万円となりました。

(3) 経常利益

当連結会計年度の連結経常利益は、豪州ワンボ社からの配当金等、受取配当金が710百万円減少したこと等により、前連結会計年度に比べ866百万円減益の1,262百万円となりました。

(4) 親会社株主に帰属する当期純利益

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、和解金及び減損損失の計上や、法人税、住民税及び事業税の増加等により、前連結会計年度に比べ、1,572百万円減益の1,021百万円となりました。

(5) 自己資本比率及び自己資本利益率(ROE)

当連結会計年度の自己資本比率は89.4%(前連結会計年度は85.5%)と堅調に推移しておりますが、自己資本利益率(ROE)は減益により7.0%(前連結会計年度は19.1%)となりました。

2. 当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

3. 当社グループの当連結会計年度の財政状態の分析

財政状態の分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

4. 資本の財源及び資金の流動性

運転資金並びに石炭中継基地等への投資については、手元資金で対応しております。

また営業活動による収益、豪州ワンボ社からの継続的な受取配当金等の営業キャッシュ・フローを財源に、引き続き有利子負債の圧縮を進めております。

当連結会計年度末現在において重要な資本的支出の予定はありませんが、今後も財務体質の改善と強化を図ってまいります。

なお、キャッシュ・フローの状況については、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

当連結会計年度の新素材事業部門において支出した試験研究費の総額は0百万円であり、主な研究開発として次のものがあります。

(衝撃圧縮ダイヤモンド合成法の応用研究)

衝撃圧縮(ショックコンパクション)法により製造される多結晶ダイヤモンドは、主に研磨用途として多方面にわたる分野で使用されており、より高研削用途としての要望が高まっています。当社としましてはこの様な環境のなかで、製造方法の改良研究と共に、高研削ダイヤモンドの開発を進めてまいります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において当社グループの設備投資の総額は107百万円であります。その主なものは、採石事業部門の生産設備の投資等（104百万円）であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬 具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
本社 (東京都港区)	全社部門	システム関連 機器等	0	-	- (-)	-	2	2	12 (-)

##### (2) 国内子会社

2020年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容 (セグメント)	帳簿価額					従業員数 (名)	
			建物及 び構築 物 (百万円)	機械装 置及 び運 搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース 資産 (百万円)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
住石マテリアルズ 株式会社	本社ほか (東京都港区ほか)	総合統括業務 (全社)	24	-	4,737 (3,131,218)	-	0	4,761	- (-)
住石貿易株式会社	本社、貯炭場 (東京都港区、愛媛県松山 市、佐賀県伊万里市ほか)	貯炭設備等 (石炭事業部門)	266	112	609 (21,524)	-	0	988	11 (1)
ダイヤモンド 株式会社	本社 (北海道赤平市)	人工ダイヤモンド製造設備 等 (新素材事業部門)	124	0	23 (36,579)	-	0	149	10 (5)
住石山陽採石 株式会社	本社、砕石工場 (兵庫県神崎郡神河町)	砕石生産設備等 (採石事業部門)	32	14	369 (139,617)	106	0	523	12 (-)
泉山興業株式会社	本社、砕石工場 (青森県上北郡六ヶ所村)	砕石生産設備等 (採石事業部門)	180	3	- (-)	83	1	268	13 (-)

(注) 1. 帳簿価額には、消費税等及び建設仮勘定の金額を含んでおりません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は( )内に年間平均人員(8時間換算)を外数で記載してあります。

##### (3) 在外子会社

該当事項はありません。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	136,032,000
第二種優先株式	7,140,000
計	143,172,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月26日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	58,892,853	58,892,853	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株 (注)1
第二種優先株式	7,140,000	7,140,000		単元株式数 500株 (注)2
計	66,032,853	66,032,853		

(注)1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2. 第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

## 1 優先株式配当金

(1) 第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき年14円を上限として、次に定める額の剰余金の配当(以下「第二種優先株式配当金」という。)を支払う。第二種優先株式配当金の額は、優先株式の発行価額350円に、それぞれの事業年度ごとに第二種配当年率(以下に定義される。)を乗じて算出した額とする。第二種優先株式配当金は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。計算の結果、各事業年度にかかる第二種優先株式配当金が1株につき14円を超える場合は、当該事業年度の第二種優先株式配当金は14円とする。

・ 「第二種配当年率」は、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{第二種配当年率} = \text{日本円TIBOR}(6\text{ヶ月物})(\text{以下に定義される。}) + 0.5\%$$

第二種配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR(6ヶ月物)」は、各事業年度の初日(銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)及びその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値とする。午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)が上記いずれかの日において公表されない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR 6ヶ月物(360日ベース))又はこれに準ずるものと認められるものを、前記の平均値の算出において用いるものとする。

(2) ある事業年度において第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第二種優先株式配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対しては第二種優先株式配当金を超えて配当はしない。

## 2 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、1株につき350円を支払う。第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対しては、上記に定めるほか、残余財産の分配は行わない。

3 株式の分割又は併合、新株引受権等の付与

法令に定める場合を除き、第二種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者には、新株引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

4 株式の買受け

普通株式、第二種優先株式のうち、いずれか一つのみ、又は全ての種類につきその全部又は一部の買受けを行うことができる。

5 株式の消却

取締役会の決議をもって、その有する普通株式、第二種優先株式のうち、いずれか一つのみ、又は全ての種類につきその全部又は一部の消却を行うことができる。

6 議決権

第二種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

7 取得請求権

第二種優先株主は、下記に定める取得を請求し得べき期間中、下記に定める条件で普通株式の取得を請求することができる。(以下、第二種優先株式にかえて普通株式を交付することを「転換」という。)

(1) 転換の条件

当初転換価額 普通株式 1株当たり300円

転換価額の調整

(A) 第二種優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。なお、次の算式において、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式総数(但し、普通株式に係る自己株式数を除く)をいう。

$$\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{新規発行・処分} \\ \text{普通株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} 1 \text{株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{1 \text{株当たり時価}}$$

$$\text{調整後} \quad \text{調整前} \\ \text{転換価額} \quad = \quad \text{転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

(a) 下記 (C)で規定する転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(b) 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

(c) 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換できる証券、又は転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合、調整後の転換価額は、その発行日に、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換又はすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降又はその割当日の翌日以降これを適用する。

(B) 前記 (A)に掲げる場合のほか、合併、資本の減少又は普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。

(C) 転換価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日(但し、上記 (A) (b)但し書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(D) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。

(E) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(F) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

転換により発行すべき普通株式数

第二種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\begin{array}{l} \text{転換により発行すべき} \\ \text{普通株式数} \end{array} = \frac{\text{優先株主が転換請求のため} \\ \text{に提出した第二種優先} \\ \text{株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

取得請求権の行使があった場合の取扱い

第二種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、取得請求権の行使がなされた時の属する事業年度の初めにおいて転換があったものとみなしてこれを支払う。

#### (2) 取得請求期間

第二種優先株式発行の日から2032年8月9日までとする。

### 8 取得条項

(1) 第二種優先株式の取得を請求し得べき期間の末日（以下「第二種優先株式転換基準日」という。）が経過した場合には、会社法第170条の規定による取得の効力発生日において、第二種優先株式の全てを取得し、これと引換に以下に定める転換の条件に従って算出される数の普通株式を交付する。

(2) 第二種優先株式の取得により発行する普通株式数は、第二種優先株式1株の払込金相当額350円を第二種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数とする。但し、平均値の計算は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合当該平均値が下限転換価額（260円）を下回るときは、第二種優先株式1株の払込金相当額350円を当該下限転換価額で除して得られる数とし、当該平均値が上限転換価額（600円）を上回るときは、第二種優先株式1株の払込金相当額350円を当該上限価額で除して得られる数とする。

(3) 転換の条件に従って普通株式の数を算出するに当たっては、小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入したうえで、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

（取得権行使があった場合の取扱い）

第二種優先株式の取得により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、取得された時の属する事業年度の初めにおいて転換があったものとみなしてこれを支払う。

3. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

4. 普通株式と第二種優先株式は単元株式数が異なっております。2008年10月1日の株式移転に際して、普通株式については売買単位の集約を目的とした東京証券取引所の施策に沿って住友石炭鉱業株式会社（現 住石マテリアルズ株式会社）の普通株式1株に対して当社の普通株式0.2株を割当て、併せて単元株式数を500株から100株としたためであります。

5. 第二種優先株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先する内容としている関係から、法令に定める場合を除き当社株主総会において議決権を有しておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

ストックオプション制度の内容は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」の(ストック・オプション等関係)に記載しております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2014年4月1日～ 2015年3月31日 (注)	17,000	66,032,853	1	2,501	1	301

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

普通株式

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	24	30	89	46	30	13,861	14,080	-
所有株式数 (単元)	-	97,862	12,663	109,047	46,252	900	321,940	588,664	26,453
所有株式数の 割合(%)	-	16.62	2.15	18.52	7.86	0.15	54.70	100.00	-

(注) 自己株6,033,864株は「個人その他」60,338単元、「単元未満株式の状況」に64株含まれております。

第二種優先株式

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数500株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数 (単元)	-	14,280	-	-	-	-	-	14,280	-
所有株式数の 割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-



## (6)【大株主の状況】

## 所有株式数別

## (A)普通株式

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社麻生	福岡県飯塚市芳雄町7-18	6,153	11.64
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	2,910	5.51
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	1,323	2.50
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	225 LIBERTY STREET NEW YORK NY 10286, UNITED STATES	1,252	2.37
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,147	2.17
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,133	2.14
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101, U.S.A.	996	1.88
三井住友カード株式会社	大阪府大阪市中央区今橋4丁目5-15	855	1.62
株式会社日本総合研究所	東京都品川区東五反田2丁目18-1	835	1.58
株式会社セディナ	愛知県名古屋市中区丸の内3丁目23-20	823	1.56
計		17,431	32.98

(注) 1. 上記のほか、当社は自己株6,033千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 前事業年度末において主要株主でなかった株式会社麻生は、当事業年度末現在では主要株主となっております。

## (B)第二種優先株式

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	7,140	100.00
計		7,140	100.00

(注) 第二種優先株式は法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有していません。

## 所有議決権数別

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
株式会社麻生	福岡県飯塚市芳雄町7-18	61,532	11.65
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	29,100	5.51
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	13,237	2.51
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	225 LIBERTY STREET NEW YORK NY 10286, UNITED STATES	12,526	2.37
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	11,477	2.17
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	11,331	2.14
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101, U.S.A.	9,962	1.89
三井住友カード株式会社	大阪府大阪市中央区今橋4丁目5-15	8,559	1.62
株式会社日本総合研究所	東京都品川区東五反田2丁目18-1	8,359	1.58
株式会社セディナ	愛知県名古屋市中区丸の内3丁目23-20	8,231	1.56
計		174,314	32.99

(注) 前事業年度末において主要株主でなかった株式会社麻生は、当事業年度末現在では主要株主となっております。

## (7)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第二種優先株式 7,140,000	-	「1(1) 発行済株式」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,033,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 52,832,600	528,326	「1(1) 発行済株式」の記載を参照
単元未満株式	普通株式 26,453	-	-
発行済株式総数	普通株式 58,892,853 第二種優先株式 7,140,000	-	-
総株主の議決権	-	528,326	-

## 【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 住石ホールディングス 株式会社	東京都港区新橋 六丁目16番12号	6,033,800	-	6,033,800	9.14
計	-	6,033,800	-	6,033,800	9.14

## 2【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

#### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2)【取締役会決議による取得の状況】

会社法第459条第1項の規定に基づく当社定款の定めによる取締役会決議による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2019年5月15日)での決議状況 (取得期間2019年5月16日~2019年7月16日)	1,500,000	219,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	1,500,000	175,256,800
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	43,743,200
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	20.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	20.0

#### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	46	6,025
当期間における取得自己株式(注)	-	-

(注)当期間における取得自己株式には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

#### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間(注)	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	6,033,864	-	6,033,864	-

(注)当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式等は含まれておりません。

## 3【配当政策】

配当については、株主の皆様に対する安定的な配当の継続を経営の最重要政策と位置づけており、収益状況に対応した配当を行うことを基本としつつ、企業体質の一層の強化並びに将来の事業展開に備えるための内部留保の充実等を勘案して配当額を決定する方針を採っております。

なお、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める事としております。

当社の剰余金の配当は期末配当の年1回を基本的な方針としております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当については、上記方針に基づき以下のとおり実施しました。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2020年5月15日 取締役会決議	普通株式	158	3
	第二種優先株式	14	2

#### 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

###### (1)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、純粋持株会社として、グループ全体と事業子会社の経営を分離して、それぞれの権限と責任の明確化を図っております。

また、監査等委員会設置会社制度を採用し、取締役8名のうち4名を社外から選任することにより、取締役会の監督機能を充実するとともに、監査等委員会と、内部監査部門の連携により、監督機能の強化を図っております。リスクマネジメントやコンプライアンスについては、体制作りと周知徹底に取り組んでおり、今後とも当社はコーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題のひとつとして、その充実を図ってまいります。

###### (2)企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

取締役会は、提出日現在、取締役8名(監査等委員である取締役3名を含む)で構成し、重要な業務執行その他取締役会規則に定めた決議事項について決定を行っております。原則として月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。構成員の氏名につきましては、「(2)役員状況(1)役員一覧」をご覧ください。なお、取締役会の議長は、代表取締役社長長崎駒樹氏であります。

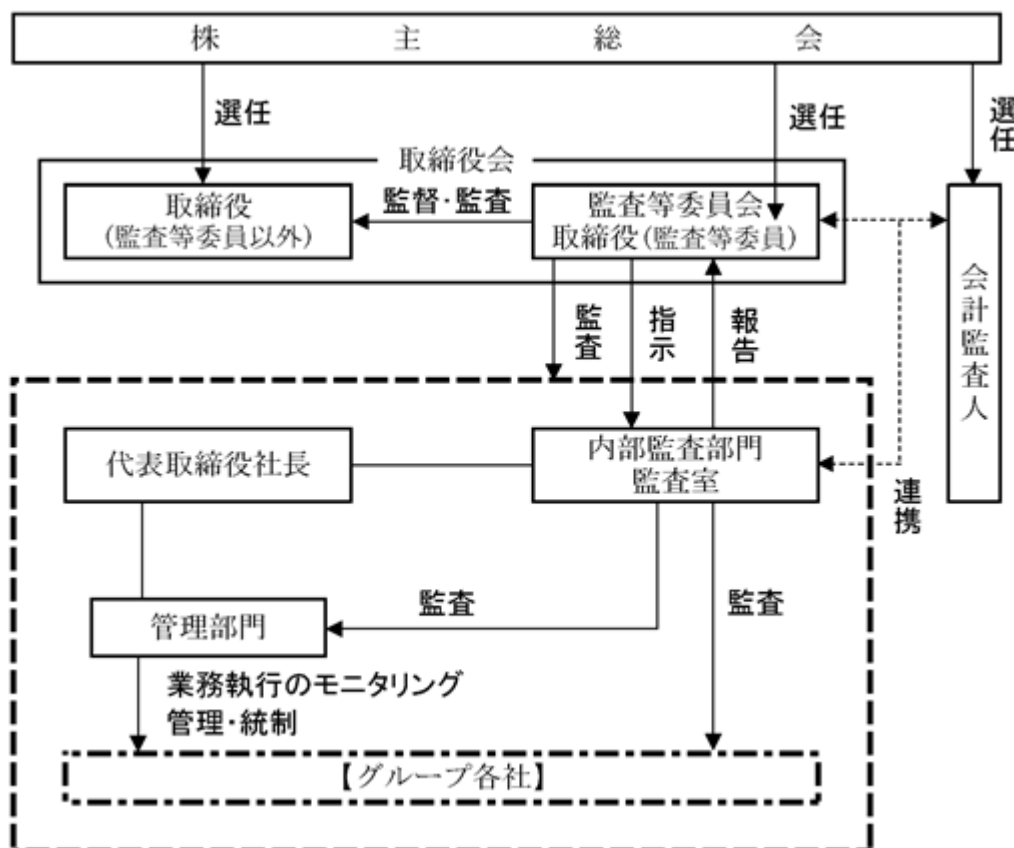
監査等委員会は提出日現在、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、互選により常勤の監査等委員を2名置いております。各監査等委員は取締役会等の重要な会議に出席するほか、監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、当社及び子会社の業務及び財産の状況の調査等を行い、取締役の職務執行について監督することとしております。なお、監査等委員会の議長は、取締役常勤監査等委員茶谷瑛一氏であります。

定款規程の取締役数は14名以内(うち、監査等委員である取締役は4名以内)であります。監査等委員でない取締役の任期は1年と定め、経営責任の明確化を図っております。

また、取締役会の意思決定に基づいた業務執行を分担する執行役員制度を導入しております。

執行役員は、提出日現在で9名(うち取締役兼務者2名)となっております。執行役員の任期は1年であり、業務執行責任の明確化を図っております。

<コーポレートガバナンス及び内部管理体制>



(3)企業統治に関するその他の事項

内部統制システムに関する基本的考え方及びその整備状況

当社は、法令に従い、業務の適正を確保するための体制の整備について取締役会で決議し、この決議に基づいて内部統制システムを適切に整備・運用しております。この決議の内容は下記のとおりであります。

- ( )当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a当社及び子会社の取締役は、取締役会による職務執行の適正な監督のため、定期的に又は必要に応じて職務執行の状況を取締役に報告する。
  - b当社及び子会社の取締役は、法令及び定款に適合した適正な経営判断を行うため、常に十分な情報の収集に努める。
- ( )取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - 取締役は、職務執行に係る情報について、法令、社内規程に従い、保存を行うとともに適正に管理する。
- ( )損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - aリスク管理に関する社内規程に従い、担当部署が所管業務に関する当社グループ全体のリスクへの対応を主導的に実施するとともに、組織横断的なリスクについては取締役会等で適宜審議し、適切に対応する。
  - b当社グループ全体の経営上の重要なリスクについては、取締役会等において、リスクの顕在化の防止に努めるとともに、万一顕在化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努める。
  - cリスク管理体制の有効性については、内部監査組織である監査室が定期的に又は必要に応じて当社グループ全体の監査を行う。
- ( )当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a取締役会は、原則として月1回又は必要に応じて随時開催する。また、取締役会付議事項を含む当社グループ全体の経営の重要事項については、当社及び子会社の取締役及び執行役員が出席する業績会議、その他の会議体において適宜報告・審議するなど、効率的な業務運営に努める。
  - b当社及び子会社の取締役会の決定に基づく職務執行については、それぞれ代表取締役、業務担当取締役及び執行役員が適切かつ迅速に執行する。
- ( )当社及び子会社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a当社及び子会社の取締役は、社内規程において、職務執行に当たり遵守すべき法令等を明確化するとともに、教育研修等により当該規程に基づく職務執行の徹底を図る。
  - b監査室は、当社グループ全体の法令及び定款遵守の状況、その他従業員の職務執行の状況について、定期的に又は必要に応じて監査するとともに、その結果を取締役会等に報告し、所要の改善を図る。
- ( )当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - a取締役は、当社グループとして目指すべき共通の方向性及び目標等を示し、その達成に向け、当社グループを挙げて取り組む。
  - b取締役は、当社グループ会社取締役との意見交換を定期的に開催し、当社グループにおける経営課題の共有と解決に努める。
- ( )監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - a必要に応じて監査等委員会の業務補助のためスタッフを置くこととし、その人事については、監査等委員会の同意を得るものとする。監査等委員会の業務補助を命ぜられたスタッフは、専ら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
  - b当社及び子会社の取締役、執行役員及び従業員は、経営上の重要なリスク等を発見したときは、監査等委員会に報告する。また、監査等委員会の求める事項について、いつでも、必要な報告を行うものとする。
  - c当社及び子会社の取締役、執行役員及び従業員が、前項に係る報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。
  - d監査等委員が職務の遂行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
  - e取締役会は、会計監査人及び監査室が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会の監査の実効性を確保する体制を整備する。

#### 取締役の定数

当社の取締役は14名以内とし、この取締役のうち、監査等委員である取締役は4名以内とする旨定款に定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票の方法によらないものとする旨を定款に定めております。

#### 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な剰余金の配当等を行うことを目的とするものであります。

#### 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

#### 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む）の責任を、法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務遂行に当たり、期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### 種類株式について

普通株式と第二種優先株式は単元株式数が異なっております。これは2008年10月1日の株式移転に際して、普通株式については売買単位の集約を目的とした東京証券取引所の施策に沿って住友石炭鉱業株式会社（現 住石マテリアルズ株式会社）の普通株式1株に対して当社の普通株式0.2株を割当て、併せて単元株式数を500株から100株としたためであります。

また第二種優先株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先する内容としている関係から、法令に定める場合を除き当社株主総会において議決権を有しておりません。

## (2) 【役員の状況】

## (1) 役員一覧

男性 8名 女性 -名 (役員のうち女性の比率 -%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	長崎 駒樹	1947年10月10日生	1970年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 1998年10月 住友石炭鉱業株式会社(現住石マテリアルズ株式会社)入社、本社支配人 2001年6月 同社取締役、常務執行役員 2008年10月 当社代表取締役、執行役員副社長 2008年12月 当社代表取締役社長(現任) 2009年10月 住石マテリアルズ株式会社代表取締役執行役員社長(現任) 2010年10月 住石貿易株式会社代表取締役執行役員社長 2018年6月 住石貿易株式会社代表取締役執行役員会長 2020年1月 住石貿易株式会社代表取締役執行役員会長兼執行役員社長(現任)  重要な兼職の状況 住石貿易株式会社代表取締役会長兼執行役員社長 住石マテリアルズ株式会社代表取締役執行役員社長	(注)2	普通株式 1,000
取締役執行役員財務部長	滝田 出	1958年2月21日生	1981年4月 住友石炭鉱業株式会社(現住石マテリアルズ株式会社)入社 2001年4月 同社社長室長 2004年6月 同社執行役員企画部長 2010年6月 株式会社ハイマックス理事管理本部副本部長 2019年6月 当社執行役員財務部長 2020年6月 当社取締役執行役員財務部長(現任)	(注)2	-
取締役執行役員総務部長	福山 弘記	1958年12月18日生	1990年2月 住友石炭鉱業株式会社(現住石マテリアルズ株式会社)入社 2009年10月 当社総務部長兼住石マテリアルズ株式会社執行役員総務部長 2011年4月 当社執行役員法務部長 2015年4月 当社執行役員総務部長 2018年5月 当社総務部長兼住石貿易株式会社執行役員 2018年6月 当社取締役執行役員総務部長(現任)	(注)2	-
取締役	佐久間 博	1945年4月29日生	1968年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 1991年10月 同行青山支店長 1994年6月 同行取締役銀座支店長 1998年6月 同行常任監査役 2009年6月 当社社外取締役(現任) 2017年9月 株式会社アクロディア社外取締役(現任)	(注)2	-
取締役	鎮西 俊一	1946年11月14日生	1983年4月 弁護士登録、紀尾井町法律事務所入所 1997年9月 仙谷・石田法律事務所入所 2006年6月 日比谷総合設備株式会社社外取締役 2009年6月 当社社外監査役 2011年6月 当社社外取締役 2011年7月 鎮西法律事務所開設(現任) 2019年6月 当社取締役監査等委員 2020年6月 当社社外取締役(現任)	(注)2	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 監査等委員 (常勤)	茶谷 瑛一	1946年10月13日生	1971年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 1989年7月 同行曙橋支店長 1996年1月 同行本店営業本部本店営業第一部長 2008年6月 トータルハウジング株式会社代表取締役社長 2009年6月 総合地所株式会社取締役相談役 2011年6月 当社社外監査役 2019年6月 当社取締役常勤監査等委員(現任)	(注)3	-
取締役 監査等委員 (常勤)	成田 充	1949年1月10日生	1967年4月 日本商事株式会社(合併により現住石マテリアルズ株式会社)入社 2005年7月 住友石炭鉱業株式会社(現住石マテリアルズ株式会社)建機材事業部長 2006年7月 同社執行役員建機材事業部長 2012年12月 住石マテリアルズ株式会社執行役員採石事業部長 2015年6月 当社監査役 2019年6月 当社取締役常勤監査等委員(現任)	(注)3	普通株式 1,200
取締役 監査等委員	柿本 省三	1946年10月24日生	1970年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 1978年9月 公認会計士登録 1979年1月 税理士登録 1988年10月 住友ビジネスコンサルティング株式会社東京コンサルティング第3部長 1995年4月 株式会社日本総合研究所研究事業本部首席コンサルタント 2001年7月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)監査第二部公認会計士 2002年7月 公認会計士・税理士個人事務所開業(現任) 2008年10月 当社社外監査役 2019年6月 当社取締役監査等委員(現任)	(注)3	-
計					普通株式 2,200

(注)1. 取締役 佐久間博、鎮西俊一、茶谷瑛一、柿本省三は、社外取締役であります。

2. 2020年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から1年間

3. 2019年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

## (2) 社外役員の状況

当社は社外取締役に、佐久間博氏、鎮西俊一氏、茶谷瑛一氏及び柿本省三氏の4名を選任しております。

社外取締役佐久間博氏は、経営全般にわたる豊富な経験と高い見識を有していることから、適任と判断しております。

社外取締役鎮西俊一氏は、弁護士として独立した立場から、当社の経営に対してその豊富な専門知識及び経験を反映していただけるものと判断しております。

監査等委員である社外取締役茶谷瑛一氏は、経営者として幅広く高度な見識と豊富な経験を有していることから、適任と判断しております。

監査等委員である社外取締役柿本省三氏は、公認会計士、税理士及び経営コンサルタントとして豊富な専門知識及び経験を有していることから、適任と判断しております。

当社は、社外取締役を選任するための独立性の基準等は、特に定めておりませんが、企業経営の経験や専門性及び独立性等を総合的に判断し、社外取締役を選任しております。当社は、社外取締役4名全員を、それぞれ独立性を有するものと判断し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

社外取締役は、監査室及び会計監査人並びに内部統制部門から必要に応じて報告を受け、相互連携を図っております。



## (3) 【監査の状況】

## 監査等委員会監査の状況

当社は、監査役会設置会社として、3名の監査役で運営をしてまいりましたが、2019年6月27日から監査等委員会設置会社へ移行しております。

連結会計年度末現在、当社における監査等委員会は、常勤監査等委員2名並びに監査等委員2名の4名体制で、監査等委員会で定めた監査等委員会規則、監査等委員会監査基準、監査方針及び監査計画等に従い監査業務を行っております。また、監査等委員会は監査室、財務部及び総務部等の内部統制部門から必要に応じてヒアリングを実施する等により、内部統制の実施状況を把握しております。

なお、監査等委員の鎮西俊一氏は、弁護士としての高度な専門知識と豊富な知見を有しております。また、監査等委員の柿本省三氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する専門知識と豊富な知見を有しております。

当事業年度(2019年4月1日より2020年3月31日)において当社は、監査役会を5回開催、監査等委員会を10回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	監査役会	監査等委員会	監査役会	監査等委員会
	開催回数	開催回数	出席回数	出席回数
茶谷 瑛一	5回	10回	5回	10回
成田 充	5回	10回	5回	10回
鎮西 俊一	-	10回	-	10回
柿本 省三	5回	10回	5回	10回

なお、提出日現在の監査等委員会は3名体制であり、常勤監査等委員茶谷瑛一氏、常勤監査等委員成田充氏、監査等委員柿本省三氏であります。

## 監査等委員会における主な検討事項

- ) 取締役の職務執行の監査及び監査報告の作成
- ) 内部統制システムの構築及び運用状況
- ) 会計監査人の監査の実施状況及び職務の執行状況

## 常勤監査等委員の主な活動

- ) 取締役会その他の重要な会議への出席
- ) 取締役及び関係部門からの報告、その他必要事項の聴取
- ) 重要な決裁書類、契約書等の閲覧
- ) 期中、期末監査において、本社及び子会社並びに関係会社の、ア.資産、イ.業務の実施状況、ウ.組織、制度、諸規定等について、適正な運用、実施状況の調査
- ) 会計監査人及び内部監査部門との連携を図り、監査の妥当性の確認と評価
- ) 株主総会、日程手続き、事業報告及び計算書類等が法令、定款に準拠しているか監査
- ) 取締役の選任、解任及び辞任並びに報酬等について、監査等委員会の意見の取りまとめ

## 内部監査の状況

提出日現在の内部監査部門である監査室は4名体制であり、監査等委員会及び会計監査人並びに財務部及び総務部等の内部統制部門と連携を図りながら内部監査を実施しております。

監査等委員会と監査室は、相互に連携を図りながら監査を実施し、随時情報、意見交換を行っております。また、監査等委員会と会計監査人は、定期的に監査実施計画等についてディスカッションを行うとともに、監査実施結果等について、報告会を行っております。

## 会計監査の状況

## a. 監査法人の名称

R S M清和監査法人

## b. 継続監査期間

2年間

## c. 業務を執行した公認会計士

戸谷 英之

笥 悦生

## d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、会計士試験合格者等3名であります。

## e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定にあたっては、当社の監査等委員会が定める会計監査人の選定基準に基づいて実施しております。特に監査法人におけるガバナンス、経営管理を含めた組織・体制の状況、当社グループのビジネスの内容やリスクに対する理解、品質管理体制の整備・実施状況が適切であること、独立性に関する事項等、会社計算規則第131条に定める会計監査人の職務の遂行に関する事項を遵守していること、職業的専門家としての経験・知識を有する監査実施者を確保していること、当局検査対応等のコンプライアンスの状況、監査報酬の水準等を総合的に評価し選定する方針としております。R S M清和監査法人は、これらの観点において特段の問題なく、選定基準に十分に評価できるものと考え会計監査人に選定いたしました。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人に対し、監査等委員会が定める会計監査人の評価基準に基づいて評価を行っております。この評価については、監査法人の選定方針に記載した項目の他、監査チームの体制、監査計画の妥当性、監査等委員及び内部監査部門とのコミュニケーション、経営者との関係等を含め、総合的に評価しております。

g. 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	23	-	23	-
連結子会社	-	-	-	-
計	23	-	23	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬 (a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査報酬の決定方針は、監査公認会計士の等の独立性を損ねることことがないように考慮しつつ、且つ提示された監査報酬見積額が、当社の監査日数や当社の規模・業務の特性等の要素を勘案して適正に考慮されているかを検討し決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が、適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

## (4)【役員の報酬等】

(1)当社は、2019年6月27日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

役員の報酬は、固定的な基本報酬と、業績連動の年次賞与及び中長期インセンティブ報酬としてのストックオプションにより構成されており、監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は賞与も含めて年額180百万円、監査役は賞与も含めて年額48百万円と、2009年6月26日開催の第1期定時株主総会において決議いただいております。なお、当時の取締役の員数は5名(うち社外取締役は1名)、監査役は3名(うち社外監査役は2名)であります。

また、監査等委員会設置会社移行後の取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、賞与を含めて年額200百万円(うち社外取締役分30百万円)、取締役(監査等委員)の報酬限度額は、賞与を含めて年額50百万円と、2019年6月27日開催の第11期定時株主総会において、決議いただいております。なお、当該決議に係る取締役の員数は4名(うち社外取締役は1名)、取締役(監査等委員)の員数は4名(うち社外取締役3名)であります。

役員の賞与の総額は、取締役会で決定された次のフォーミュラによりその上限額が算定されます。

総支給額上限 = (連結営業利益 × 2%) + (連結経常利益 × 2%) + (連結税前利益 × 2%)

賞与の個別支給額

各役員への個別支給額は上記に従って計算された総支給額上限を基にして、各人別の業績貢献度を評価した上で、基本報酬の月額に対する倍数を決めて、報酬月額 × 倍数の額を賞与としています。

ストックオプション

ストックオプションは、監査等委員会設置会社移行前の取締役への付与は普通株式200千株、監査役への付与は同60千株、監査等委員会設置会社移行後の取締役(監査等委員を除く)への付与は300千株、取締役(監査等委員)への付与は120千株を各々年間の上限とし、割当日の翌日から30年間を権利行使期間、行使価格を1円としています。各人別の付与数は役位等に応じて決めています。

なお当社は、2020年6月26日開催の第12期定時株主総会において、上記ストックオプションとしての新株予約権に代えて、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度を導入することを承認いただきました。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」をご参照下さい。

## (2)役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役 (監査等委員を除く)	67	41	17	8	5
(うち社外取締役)	(11)	(7)	(2)	(1)	(2)
取締役(監査等委員)	22	16	3	2	4
(うち社外取締役)	(16)	(12)	(2)	(2)	(3)
監査役	5	3	1	0	3
(うち社外監査役)	(3)	(2)	(1)	(0)	(2)
合計	96	61	22	11	8
(うち社外取締役)	(31)	(22)	(5)	(3)	(4)

(注)上記「取締役(監査等委員を除く)」の欄には、2019年6月27日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって取締役を退任し、取締役(監査等委員)に就任した1名を含めております。当事業年度末の取締役(監査等委員を除く)の員数は4名、取締役(監査等委員)の員数は4名であります。

## (5) 【株式の保有状況】

当社は持株会社であり、連結子会社株式を除く、保有目的が純投資目的である投資株式及び純投資目的以外の目的である投資株式は保有しておりません。

また当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）は住石マテリアルズ株式会社であります。

## 投資株式の区分の基準及び考え方

当社グループは、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、純投資目的である投資株式は、流動資産の有価証券、純投資目的以外の目的である投資株式は、固定資産投資その他の資産の投資有価証券に計上いたしますが、当連結会計年度末において、純投資目的である投資株式はありません。

## 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

## a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社グループにおいて、保有方針及び保有の合理性を検証する方法は、継続的に当該株式の保有目的や、決算書類等で財政状態等を検討した上で、取締役会で保有継続の要否を検証しております。

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である住石マテリアルズ株式会社については以下のとおりです。

## b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	20	1,765
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

## c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

## 1. 特定投資株式

該当事項はありません。

## 2. みなし保有株式

該当事項はありません。

## 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号 以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、R S M清和監査法人による監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

また、企業会計基準委員会の行う実務研修に適宜参加しております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	2,124	3,526
受取手形及び売掛金	1,978	1,843
商品及び製品	2,507	1,882
仕掛品	93	88
原材料及び貯蔵品	17	17
前渡金	16	-
その他	760	354
流動資産合計	7,498	7,712
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	2,033	2,056
減価償却累計額	6,137	6,142
建物及び構築物(純額)	662	628
機械装置及び運搬具	968	942
減価償却累計額	6,820	811
機械装置及び運搬具(純額)	147	130
土地	2,455,756	4,55,739
リース資産	246	260
減価償却累計額	69	70
リース資産(純額)	176	189
その他	185	182
減価償却累計額	179	177
その他(純額)	5	5
有形固定資産合計	6,749	6,693
<b>無形固定資産</b>		
その他	21	4
無形固定資産合計	21	4
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	1,243	1,207
繰延税金資産	14	6
その他	537	128
貸倒引当金	413	1
投資その他の資産合計	2,572	2,212
固定資産合計	9,343	8,909
資産合計	16,841	16,622

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	837	383
短期借入金	469	140
リース債務	52	48
未払金	8	7
未払法人税等	15	16
未払費用	75	84
賞与引当金	33	36
役員賞与引当金	20	27
債務保証損失引当金	2	1
その他	20	138
流動負債合計	1,536	884
固定負債		
リース債務	137	156
繰延税金負債	94	11
再評価に係る繰延税金負債	4 285	4 285
退職給付に係る負債	151	143
長期預り金	91	95
資産除去債務	24	25
その他	22	22
固定負債合計	807	740
負債合計	2,344	1,625
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,501	2,501
資本剰余金	966	966
利益剰余金	11,538	12,347
自己株式	576	751
株主資本合計	14,430	15,064
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	261	56
土地再評価差額金	4 296	4 260
その他の包括利益累計額合計	34	204
新株予約権	101	137
純資産合計	14,497	14,996
負債純資産合計	16,841	16,622

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	19,733	15,390
売上原価	18,223	13,954
売上総利益	1,509	1,435
販売費及び一般管理費	1, 2 1,344	1, 2 1,413
営業利益	164	21
営業外収益		
受取利息	2	0
受取配当金	2,007	1,296
固定資産賃貸料	57	57
その他	12	14
営業外収益合計	2,079	1,368
営業外費用		
支払利息	41	0
持分法による投資損失	1	42
租税公課	16	16
訴訟関連費用	8	-
業務委託料	13	35
その他	32	33
営業外費用合計	114	127
経常利益	2,129	1,262
特別利益		
固定資産売却益	3 6	3 4
投資有価証券売却益	937	-
その他	0	-
特別利益合計	943	4
特別損失		
固定資産除売却損	4 11	4 10
投資有価証券売却損	0	-
環境対策費	84	-
減損損失	-	5 16
和解金	-	47
訴訟関連損失	300	-
その他	5	7
特別損失合計	402	82
税金等調整前当期純利益	2,670	1,184
法人税、住民税及び事業税	82	129
法人税等調整額	6	32
法人税等合計	76	162
当期純利益	2,594	1,021
親会社株主に帰属する当期純利益	2,594	1,021



## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	2,594	1,021
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	554	205
土地再評価差額金	0	-
その他の包括利益合計	1,554	1,205
包括利益	2,039	815
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,039	815
非支配株主に係る包括利益	-	-

## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,501	967	9,123	332	12,259
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,594		2,594
剰余金の配当			181		181
自己株式の取得				246	246
自己株式の処分		1		3	1
土地再評価差額金の取崩			3		3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	1	2,415	243	2,170
当期末残高	2,501	966	11,538	576	14,430

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	816	293	523	79	12,862
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益					2,594
剰余金の配当					181
自己株式の取得					246
自己株式の処分					1
土地再評価差額金の取崩					3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	554	3	557	22	535
当期変動額合計	554	3	557	22	1,635
当期末残高	261	296	34	101	14,497

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,501	966	11,538	576	14,430
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,021		1,021
剰余金の配当			177		177
自己株式の取得				175	175
土地再評価差額金の取崩			35		35
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	809	175	633
当期末残高	2,501	966	12,347	751	15,064

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	261	296	34	101	14,497
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,021
剰余金の配当					177
自己株式の取得					175
土地再評価差額金の取崩					35
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	205	35	170	35	134
当期変動額合計	205	35	170	35	499
当期末残高	56	260	204	137	14,996

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	2,670	1,184
減価償却費	143	142
減損損失	-	16
貸倒引当金の増減額(は減少)	24	412
賞与引当金の増減額(は減少)	11	2
その他の引当金の増減額(は減少)	-	1
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	11	8
訴訟損失引当金の増減額(は減少)	700	-
環境対策引当金の増減額(は減少)	506	-
受取利息及び受取配当金	2,009	1,296
支払利息	41	0
持分法による投資損益(は益)	1	42
固定資産除売却損益(は益)	5	6
投資有価証券売却損益(は益)	936	-
和解金	-	47
訴訟関連損失	300	-
環境対策費	84	-
売上債権の増減額(は増加)	926	135
たな卸資産の増減額(は増加)	1,149	630
仕入債務の増減額(は減少)	168	453
未払消費税等の増減額(は減少)	115	120
その他	1,094	1,223
小計	1,858	1,379
利息及び配当金の受取額	2,009	1,296
利息の支払額	25	1
法人税等の支払額	681	435
和解金の支払額	-	47
訴訟和解金の支払額	1,000	-
環境対策費の支払額	589	-
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>2,145</b>	<b>2,191</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	8	36
有形固定資産の売却による収入	33	-
固定資産の除却による支出	-	10
無形固定資産の取得による支出	15	0
投資有価証券の売却による収入	1,373	-
長期前払費用の取得による支出	16	12
その他	24	4
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,391</b>	<b>55</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	3	329
長期借入金の返済による支出	2,000	-
リース債務の返済による支出	32	48
自己株式の取得による支出	246	175
配当金の支払額	181	177
その他	0	-
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>2,457</b>	<b>731</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	7	3
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,204	1,402
現金及び現金同等物の期首残高	5,328	2,124
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,124	1 3,526

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社名

連結子会社の数

5社

連結子会社名

住石貿易株式会社

住石マテリアルズ株式会社

ダイヤモンド株式会社

住石山陽採石株式会社

泉山興業株式会社

(2) 主要な非連結子会社名

該当なし

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び会社名

持分法を適用した非連結子会社

該当なし

持分法を適用した関連会社の数

1社

会社名

新居浜コールセンター株式会社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の会社名

持分法を適用しない非連結子会社

該当なし

持分法を適用しない関連会社

該当なし

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

総平均法による原価法

なお、貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

採石事業部門及び一部の子会社については定額法、その他の資産は定額法及び定率法を適用しております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～59年

機械装置及び運搬具 2～12年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を適用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を適用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失の見積額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

外貨建予定取引及び外貨建金銭債権債務については繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建予定取引及び外貨建金銭債権債務の為替変動リスクに対して為替予約取引をヘッジ手段として用いております。

ヘッジ方針

会社が業務遂行上さらされる市場リスクを適切に管理することにより、リスクの減殺を図ることを目的にリスクヘッジを行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段を直接結びつけてヘッジ有効性を評価しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり  
ます。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であり  
ます。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「業務委託料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、営業外費用の「その他」に表示しておりました46百万円は、「業務委託料」13百万円、「その他」32百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1. 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
投資有価証券(株式)	338百万円	295百万円

2. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
建物及び構築物	26百万円	-百万円
土地	948	-
計	975	-

担保付債務は、前連結会計年度並びに当連結会計年度において該当事項はありません。

3. 保証債務

連結会社以外の会社等の金融機関からの借入金等に対して次のとおり保証を行っております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
個人住宅ローン	164百万円	133百万円

4. 事業用土地の再評価差額金計上額

土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布 法律第34号)に基づき、連結子会社である住石マテリアルズ株式会社が、事業用土地の再評価を行っております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布 政令第119号)第2条第4号によるところの地価税の計算のために公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行う方法といたしましたが、一部については、同条第2号によるところの国土利用計画法施行令の規定により判定された標準価格に合理的な調整を行う方法、ないし、同条第5号によるところの鑑定評価による方法としております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	136百万円	94百万円

5. 定期借地権が設定されている土地の価額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	2,374百万円	2,374百万円

6. 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。



(連結損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費の内訳

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
運送費・港頭諸掛等	421百万円	433百万円
報酬・給料・賞与	484	545
退職給付費用	12	10
賃借料	67	71
光熱・水道費及び消耗品費	22	21
旅費・通信費	27	31
減価償却費	69	59

2. 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	1百万円	0百万円

3. 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
機械装置及び運搬具	4百万円	4百万円
土地	1	-
計	6	4

4. 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物及び構築物	9百万円	7百万円
機械装置及び運搬具	0	0
土地	2	-
その他の有形固定資産	0	0
解体費用	-	2
計	11	10

5. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
北海道札幌市	遊休資産	土地	10
北海道三笠市	遊休資産	土地	6
佐賀県佐賀市	遊休資産	土地	0

当社のグルーピングは、独立したキャッシュフローを生み出す最小単位で行っております。この場合、管理会計上収支計算が分離されていること、物理的に分離されていること、主要な資産が相互補完的でないこと、遊休資産・共用資産であるか等を考慮して合理的なグルーピングを行い、原則として每期継続して適用しております。

当連結会計年度において、事業の用に供していない遊休資産のうち、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(16百万円)として特別損失に計上しました。

また、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産については不動産鑑定評価額等で評価しております。

なお、前連結会計年度については、該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	その他有価証券評価差額金：	
当期発生額	82百万円	314百万円
組替調整額	931	-
税効果調整前	848	314
税効果額	293	108
その他有価証券評価差額金	554	205
土地再評価差額金：		
税効果額	0	-
その他の包括利益合計	554	205

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	58,892	-	-	58,892
第二種優先株式	7,140	-	-	7,140
合計	66,032	-	-	66,032
自己株式				
普通株式(注)	3,058	1,500	24	4,533
合計	3,058	1,500	24	4,533

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加1,500千株は、単元未満株式の買取による増加0千株、取締役会決議による自己株式の取得による増加1,500千株であります。

2. 普通株式の自己株式の減少24千株は、ストック・オプションの行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	101
	合計	-	-	-	-	-	101

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年5月15日 取締役会	普通株式	167	利益剰余金	3	2018年3月31日	2018年6月7日
	第二種優先株式	14	利益剰余金	2	2018年3月31日	2018年6月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月15日 取締役会	普通株式	163	利益剰余金	3	2019年3月31日	2019年6月6日
	第二種優先株式	14	利益剰余金	2	2019年3月31日	2019年6月6日

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	58,892	-	-	58,892
第二種優先株式	7,140	-	-	7,140
合計	66,032	-	-	66,032
自己株式				
普通株式（注）	4,533	1,500	-	6,033
合計	4,533	1,500	-	6,033

（注）1. 普通株式の自己株式数の増加1,500千株は、単元未満株式の買取による増加0千株、取締役会決議による自己株式の取得による増加1,500千株であります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	137
	合計	-	-	-	-	-	137

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2019年5月15日 取締役会	普通株式	163	利益剰余金	3	2019年3月31日	2019年6月6日
	第二種優先株式	14	利益剰余金	2	2019年3月31日	2019年6月6日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2020年5月15日 取締役会	普通株式	158	利益剰余金	3	2020年3月31日	2020年6月5日
	第二種優先株式	14	利益剰余金	2	2020年3月31日	2020年6月5日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

## 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当連結会計年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
現金及び預金勘定	2,124百万円	3,526百万円
現金及び現金同等物	2,124	3,526

(リース取引関係)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1)リース資産の内容

有形固定資産

主として採石事業部門における生産設備(機械装置及び運搬具)であります。

(2)リース資産の減価償却の方法

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4.会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

デリバティブは、外貨建予定取引の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うと共に、取引先の信用状況や回収状況及び滞留債権状況を定期的にレビューし、把握する体制をとっております。

投資有価証券のうち、時価のある株式は取引所における市場価格の変動リスクにさらされておりますが、定期的に時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金には主に運転資金に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクにさらされております。

デリバティブ取引の状況については、通常の取引過程における外貨建予定取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するため取引先の要請があった場合に為替予約を付しており、執行・管理については取引権限を定めた社内規程に従って行っております。なお、投機的な取引及び短期的な売買損益を得る取引は行っておりません。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクにさらされておりますが、当社グループでは、資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

2.金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注2)参照)

前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額(注)	時価(注)	差額
(1)現金及び預金	2,124	2,124	-
(2)受取手形及び売掛金	1,978	1,978	-
(3)投資有価証券	20	20	-
(4)支払手形及び買掛金	(837)	(837)	-
(5)短期借入金	(469)	(469)	-

(注)負債に計上されているものについては、( )で示しています。

当連結会計年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（注）	時価（注）	差額
(1)現金及び預金	3,526	3,526	-
(2)受取手形及び売掛金	1,843	1,843	-
(3)投資有価証券	16	16	-
(4)支払手形及び買掛金	(383)	(383)	-
(5)短期借入金	(140)	(140)	-

（注）負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

（資産）

(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

投資有価証券について、時価のある株式は取引所の価格によっております。なお、時価のある有価証券はその他有価証券として保有しております。詳細は、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

（負債）

(4)支払手形及び買掛金、並びに(5)短期借入金及

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式	2,075	1,765
関連会社株式	338	295

これら非上場株式、関連会社株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,124	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,978	-	-	-
合計	4,102	-	-	-

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,526	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,843	-	-	-
合計	5,369	-	-	-

(注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	469	-	-	-	-	-
合計	469	-	-	-	-	-

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	140	-	-	-	-	-
合計	140	-	-	-	-	-

## (有価証券関係)

## 1. その他有価証券

前連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	20	11	9
小計	20	11	9
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
合計	20	11	9

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額2,075百万円)、関連会社株式(連結対照表計上額338百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

なお、当該非上場株式には、残余財産分配権のない外貨建の株式1,965百万円が含まれております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	16	11	5
小計	16	11	5
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
合計	16	11	5

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額1,765百万円)、関連会社株式(連結対照表計上額295百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

なお、当該非上場株式には、残余財産分配権のない外貨建の株式1,655百万円が含まれております。

## 2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,388	937	0
合計	1,388	937	0

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは退職一時金制度を設けており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

なお、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	163百万円	151百万円
退職給付費用	16	14
退職給付の支払額	28	22
退職給付に係る負債の期末残高	151	143

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	-百万円	-百万円
年金資産	-	-
非積立型制度の退職給付債務	151	143
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	151	143
退職給付に係る負債	151	143
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	151	143

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度16百万円 当連結会計年度14百万円



(ストック・オプション等関係)

1. ストックオプションに係る費用計上額及び科目名

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)
販売費及び一般管理費	24	35

2. ストックオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプションの内容

	第1回株式報酬型 ストックオプション	第2回株式報酬型 ストックオプション	第3回株式報酬型 ストックオプション
決議年月日	2014年 6月27日	2015年 6月26日	2016年 6月29日
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社執行役員、子会社取 締役及び執行役員 5名	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社執行役員、子会社取 締役及び執行役員 4名	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社執行役員、子会社取 締役及び執行役員 7名
株式の種類及び付与数 (株)(注1)	普通株式 330,000	普通株式 54,400	普通株式 309,700
付与日	2014年 7月31日	2015年 7月31日	2016年 7月29日
権利確定条件	当社又は子会社の取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌 日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。		
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。		
権利行使期間	2014年 8月 1日から 2044年 7月31日まで	2015年 8月 1日から 2045年 7月31日まで	2016年 8月 1日から 2046年 7月31日まで
新株予約権の数 (個)(注)2・3	3,300個	544個	3,097個
新株予約権の目的となる 株式の種類、内容及び株 式数(注)2	普通株式 330,000株	普通株式 54,400株	普通株式 309,700株
新株予約権の行使時の払 込金額(注)2	1株当たり1円		
新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組 入額(注)2	発行価格 127円 資本組入額 64円	発行価格 95円 資本組入額 48円	発行価格 58円 資本組入額 30円
新株予約権の行使の条件 (注)2	(注)4		
新株予約権の譲渡に関す る事項(注)2	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要する。		
組織再編成行為に伴う新 株予約権の交付に関する 事項(注)2	(注)5		

	第4回株式報酬型 ストックオプション	第5回株式報酬型 ストックオプション	第6回株式報酬型 ストックオプション
決議年月日	2017年6月29日	2018年6月28日	2019年6月27日
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社執行役員、子会社取 締役及び執行役員 8名	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社執行役員、子会社取 締役及び執行役員 7名	当社取締役(監査等良委 員である取締役を除 く) 4名 当社の監査等委員である 取締役 4名 当社執行役員 8名
株式の種類及び付与数 (株)(注1)	普通株式 324,200	普通株式 222,900	普通株式 417,400
付与日	2017年7月31日	2018年7月31日	2019年7月31日
権利確定条件	当社又は子会社の取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌 日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。		
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。		
権利行使期間	2017年8月1日から 2047年7月31日まで	2018年8月1日から 2048年7月31日まで	2019年8月1日から 2049年7月31日まで
新株予約権の数 (個)(注)2・3	3,242個	2,229個	4,174個
新株予約権の目的となる 株式の種類、内容及び株 式数(注)2	普通株式 324,200株	普通株式 222,900株	普通株式 417,400株
新株予約権の行使時の払 込金額(注)2	1株当たり1円		
新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組 入額(注)2	発行価格 76円 資本組入額 38円	発行価格 109円 資本組入額 55円	発行価格 95円 資本組入額 48円
新株予約権の行使の条件 (注)2	(注)4		
新株予約権の譲渡に関す る事項(注)2	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要する。		
組織再編成行為に伴う新 株予約権の交付に関する 事項(注)2	(注)5		

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 当連結会計年度における内容を記載しております。なお、有価証券報告書提出日の属する月の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更ありません。

3. 各新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という)は100株であります。  
なお、当社が新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)以降、当社普通株式につき、株式の分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。)又は株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式の分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときには、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができます。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、当社又は子会社の取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
  - (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、（注）5に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
  - (3) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部を一括して行使するものとする。
  - (4) 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとする。
  - (5) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところにより、本新株予約権を承継し、その権利を行使できるものとする。
- その他の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりです。

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件などを勘案の上、前記（注）3に準じ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使の条件  
前記（注）4に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の から の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案（ただし、存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約に定めた場合を除く。）

当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案（ただし、完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約又は株式移転計画に定めた場合を除く。）

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

また、当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(追加情報)

「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載すべき事項をストックオプション等関係注記に集約して記載しております。

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

ストックオプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2014年6月 27日	2015年6月 26日	2016年6月 29日	2017年6月 29日	2018年6月 28日	2019年6月 27日
権利確定前						
期首(株)	306,000	54,400	309,700	299,700	222,900	-
付与(株)	-	-	-	-	-	417,400
失効(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-	-	-
未確定残(株)	306,000	54,400	309,700	299,700	222,900	417,400
権利確定後						
期首(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-	-
未行使残(株)	-	-	-	-	-	-

単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2014年6月 27日	2015年6月 26日	2016年6月 29日	2017年6月 29日	2018年6月 28日	2019年6月 27日
権利行使価格 (円)	1	1	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-	-	-
公正な評価単価 (付与日)(円)	126	94	57	75	108	94

3. ストックオプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストックオプションについての評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法           ブラック・ショールズ式  
主な基礎数値及び見積方法

会社名	提出会社
決議年月日	2019年6月27日
株価変動性(注)1	52.40%
予想残存期間(注)2	15年
予想配当(注)3	2.256%
無リスク利率(注)4	0.039%

- (注) 1. 15年(2004年7月31日~2019年7月26日)の株価実績(週次)に基づき算定しております。  
2. 過去の実績等により合理的に権利行使までの残存期間を見積もることは困難であるため、権利行使期間の中間において権利行使が行われると推定して見積もっております。  
3. 2019年3月期の普通株式への配当額の実績値によっております。  
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用していません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産、繰延税金負債及び再評価に係る繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	1,220百万円	1,040百万円
退職給付に係る負債	50	48
減損損失	603	608
定期借地権付土地評価損税務否認額	107	107
貸倒引当金	142	-
その他	160	175
繰延税金資産小計	2,284	1,981
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	1,184	1,027
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,041	927
評価性引当額小計(注)1	2,225	1,955
繰延税金資産合計	59	26
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	138	29
その他	0	0
繰延税金負債合計	139	30
繰延税金負債の純額	80	4
再評価に係る繰延税金負債		
土地再評価差額金	285	285

(注)1. 評価性引当額の減少は、主として全額評価性引当額を計上していた貸倒引当金の無税化及び繰越欠損金の減少によるものであります。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金( )	284	426	225	144	-	139	1,220
評価性引当額	248	426	225	144	-	139	1,184
繰延税金資産	35	-	-	-	-	-	35

( ) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金( )	426	225	144	-	-	244	1,040
評価性引当額	413	225	144	-	-	244	1,027
繰延税金資産	13	-	-	-	-	-	13

( ) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	1.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	21.7	31.8
評価性引当額等	11.0	22.8
持分法投資損益	-	1.1
連結子会社との税率差異	0.4	4.8
外国源泉税損金不算入額	1.6	8.0
繰越欠損金期限切れ	-	21.6
その他	2.3	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.9	13.7

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1)当該資産除去債務の概要

当社グループは、事務所及び貯炭設備等の一部について不動産賃借契約に基づく原状回復義務を負っており、当該契約における賃借期間終了時の原状回復に関し資産除去債務を計上しております。

(2)当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は、事務所附属設備等は取得から50年、貯炭設備等は30年と見積り、割引率は3.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3)当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	24百万円	24百万円
時の経過による調整額	0	0
その他増減額(は減少)	-	-
期末残高	24	25

## (賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

当社の連結子会社である住石マテリアルズ株式会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の土地等を有しております。2019年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸等損益は22百万円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸等費用は営業外費用に計上)であります。

(単位:百万円)

連結賃借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度 期末残高	
4,815	38	4,776	3,848

(注) 1. 連結賃借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は、旧事業用土地の売却(12百万円)、旧事業用建物の売却(23百万円)及び減価償却費(2百万円)であります。

3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額を基礎とし、その他の物件については第三者からの取得時や直近の評価時点の価格をふまえ、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、当連結会計年度に新規取得したのものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結賃借対照表計上額をもって時価としております。

当連結会計年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

当社の連結子会社である住石マテリアルズ株式会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の土地等を有しております。2020年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸等損益は24百万円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸等費用は営業外費用に計上)であります。

(単位:百万円)

連結賃借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度 期末残高	
4,776	18	4,758	3,832

(注) 1. 連結賃借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は、遊休地の減損損失(16百万円)、及び減価償却費(1百万円)であります。

3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額を基礎とし、その他の物件については第三者からの取得時や直近の評価時点の価格をふまえ、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、当連結会計年度に新規取得したのものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結賃借対照表計上額をもって時価としております。



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は持株会社であり、今後も当社主導のもと、グループ全体の経営の効率化を図ると共に、事業部門の分割（分社）を推進し、事業子会社の権限と責任を明確化することで経営の自由度を高め、事業環境の急激な変化に即応できる体制を目指しております。

したがって、当社のマネージメントアプローチは、下記のセグメントから構成されており、当該3つを報告セグメントとしております。

- (1) 石炭事業部門.....石炭の仕入及び販売
- (2) 新素材事業部門.....工業用人工ダイヤモンドの製造、仕入及び販売
- (3) 採石事業部門.....碎石の採取、加工及び販売

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は経常利益をベースとした金額であります。

セグメント間の内部売上高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	石炭事業部門	新素材事業部門	採石事業部門	
売上高				
外部顧客への売上高	18,767	304	662	19,733
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-
計	18,767	304	662	19,733
セグメント利益	540	34	72	648
セグメント資産	5,299	371	1,008	6,680
セグメント負債	5,201	50	337	5,589
その他の項目				
減価償却費（注）	50	11	62	124
有形固定資産及び無形固定資産の増加額（注）	6	-	132	139
支払利息	59	-	0	59

(注) 減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加高には、「長期前払費用」の償却費とその増加額を含めて表示しております。

当連結会計年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			合計
	石炭 事業部門	新素材 事業部門	採石 事業部門	
売上高				
外部顧客への売上高	14,378	274	737	15,390
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	14,378	274	737	15,390
セグメント利益	470	26	94	590
セグメント資産	4,480	360	1,010	5,850
セグメント負債	4,628	57	348	5,034
その他の項目				
減価償却費（注）	49	10	72	132
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額（注）	-	-	104	104
支払利息	26	-	0	26

（注）減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加高には、「長期前払費用」の償却費とその増加額を含めて表示しております。

## 4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	19,733	15,390
セグメント間取引消去	-	-
連結財務諸表の売上高	19,733	15,390

（単位：百万円）

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	648	590
セグメント間取引消去	-	-
受取配当金	2,007	1,296
全社費用（注）	526	624
連結財務諸表の経常利益	2,129	1,262

（注）全社費用は、主に住石ホールディングス株式会社及び連結子会社の管理部門並びに全社資産に係る損益であります。

（単位：百万円）

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	6,680	5,850
セグメント間取引消去	-	-
全社資産（注）	10,161	10,771
連結財務諸表の資産合計	16,841	16,622

（注）全社資産は、主に住石ホールディングス株式会社及び連結子会社の現金及び預金、投資有価証券並びに管理部門に係る資産等であります。

(単位：百万円)

負債	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	5,589	5,034
セグメント間取引消去	4,298	4,192
全社負債(注)	1,052	782
連結財務諸表の負債合計	2,344	1,625

(注) 全社負債は、主に住石ホールディングス株式会社及び連結子会社の本社借入金等による負債であります。

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計		調整額(注1)		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費(注2)	124	132	18	9	143	142
有形固定資産及び無形固定資産の増加額(注2)	139	104	6	2	145	107
支払利息	59	26	17	25	41	0

(注) 1. 調整額は、管理部門及び全社資産に係る項目であります。

2. 減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加高には、「長期前払費用」の償却費とその増加額を含めて表示しております。

#### 【関連情報】

前連結会計年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

##### 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

##### 2. 地域ごとの情報

###### (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

###### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
東レ株式会社	3,426	石炭事業部門
東ソー株式会社	2,651	石炭事業部門
住友大阪セメント株式会社	2,164	石炭事業部門

当連結会計年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
東レ株式会社	3,493	石炭事業部門
王子グリーンリソース株式会社	1,766	石炭事業部門
株式会社カネカ	1,584	石炭事業部門

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

(単位：百万円)

	石炭事業部門	新素材事業部門	採石事業部門	全社・消去	合計
減損損失	-	-	-	16	16

(注)「全社・消去」の金額は、セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

前連結会計年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

## (2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

当社の連結子会社である住石貿易株式会社は、関連会社である新居浜コールセンター株式会社と、以下の取引があります。

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	新居浜コールセンター株式会社	愛媛県 新居浜市	50	倉庫業	(所有) 間接 40.0	役員の兼任 石炭荷役を 委託 資金調達	資金の返済 (注)2	60	短期 借入金	140
							借入金利息 の支払 (注)1	0	未払 費用	0

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引条件は、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 運転資金として借入れたものであります。

## 2. 重要な関連会社に関する注記

## 重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度における、重要な関連会社である新居浜コールセンター株式会社の、要約財務情報は以下のとおりであります。

流動資産合計	572百万円
固定資産合計	427
流動負債合計	146
固定負債合計	7
純資産合計	845
売上高	1,004
税引前当期純損失	2
当期純損失	3

当連結会計年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

当社の連結子会社である住石貿易株式会社は、関連会社である新居浜コールセンター株式会社と、以下の取引があります。

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	新居浜コールセンター株式会社	愛媛県 新居浜市	50	倉庫業	(所有) 間接 40.0	役員の兼任 石炭荷役を 委託 資金調達	資金の返済 (注)2	-	短期 借入金	140
							借入金利息 の支払 (注)1	0	未払 費用	0

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引条件は、市場実勢等を勘案して決定しております。

2. 運転資金として借入れたものであります。

2. 重要な関連会社に関する注記

重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度における、重要な関連会社である新居浜コールセンター株式会社の、要約財務情報は以下のとおりであります。

流動資産合計	664百万円
固定資産合計	403
流動負債合計	326
固定負債合計	2
純資産合計	739
売上高	942
税引前当期純損失金額	103
当期純損失金額	106

( 1株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	218.60円	233.56円
1株当たり当期純利益	47.23	18.94
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	40.25	15.98

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	14,497	14,996
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	2,614	2,650
(うち優先株式残余財産分配額)	(2,499)	(2,499)
(うち優先配当額)	(14)	(14)
(うち新株予約権)	(101)	(137)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	11,882	12,346
普通株式の発行済株式数(千株)	58,892	58,892
普通株式の自己株式数(千株)	4,533	6,033
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	54,359	52,858

(注) 2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,594	1,021
普通株主に帰属しない金額	14	14
(うち優先配当額)	(14)	(14)
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	2,579	1,007
普通株式の期中平均株式数(千株)	54,623	53,163
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	14	14
(うち優先配当額)	(14)	(14)
普通株式増加数(千株)	9,481	9,849
(うち優先株式)	(8,330)	(8,330)
(うち新株予約権)	(1,151)	(1,519)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2020年5月15日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」という。)の導入を決議し、本制度に関する議案を2020年6月26日開催の当社第12期定時株主総会(以下、「本株主総会」という。)に付議し、本株主総会において承認可決されました。

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役(以下、「対象取締役」という。)が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し企業価値向上に対する経営責任を明確にするため、対象取締役に對し、現行のストックオプションとしての新株予約権に代えて、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

2. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に對し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として年額200百万円(うち社外取締役分30百万円)の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記(3)に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

(2) 譲渡制限付株式の総数

各事業年度にかかる定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる譲渡制限付株式の総数は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)に對しては300,000株を上限とし、監査等委員である取締役に對しては120,000株を上限とします。ただし、本事業年度においては、現行のストックオプションとしての新株予約権に代えて譲渡制限付株式を割り当てることに係る移行措置として、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)に對して616,400株、監査等委員である取締役に對して238,200株を上限として、対象取締役に對し割り当てる譲渡制限付株式の総数を別途設定します。

また、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができます。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の割当日から当社及び当社子会社の取締役、監査役、又は執行役員若しくは使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの期間(以下「譲渡制限期間」という。)、対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式(以下「本割当株式」という。)につき、第三者に對して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません(以下「譲渡制限」という。)

譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日まで(以下、「役務提供期間」という。)に当社取締役の地位から退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得します。

また、本割当株式のうち、上記の譲渡制限期間が満了した時点において下記の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、役務提供期間中継続して、当社取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社取締役の地位から退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。



#### 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	469	140	0.1	-
1年以内に返済予定のリース債務	52	48	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	137	156	-	2026年12月3日
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	659	344	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	39	64	33	18

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	4,272	7,042	11,373	15,390
税金等調整前四半期(当期)純利益又は税金等調整前四半期(当期)純損失(百万円)	82	881	869	1,184
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失( ) (百万円)	85	764	749	1,021
1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期純損失( ) (円)	1.60	14.31	14.07	18.94

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失( ) (円)	1.60	16.08	0.28	4.87

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	247	238
前払費用	7	7
関係会社短期貸付金	2,031	3,371
未収入金	1,942	1,669
その他	-	8
流動資産合計	3,228	4,294
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	0	0
工具、器具及び備品	1	2
有形固定資産合計	2	2
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	7	3
無形固定資産合計	7	3
<b>投資その他の資産</b>		
関係会社株式	3,169	3,169
関係会社長期貸付金	921	821
関係会社長期未収入金	655	405
長期前払費用	3	2
繰延税金資産	3	-
その他	47	47
投資その他の資産合計	4,799	4,445
<b>固定資産合計</b>	4,809	4,451
<b>資産合計</b>	8,037	8,746

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
関係会社短期借入金	300	-
未払金	1 89	1 72
未払費用	9	15
未払消費税等	4	1
未払法人税等	1	1
預り金	5	4
前受収益	3	-
賞与引当金	17	18
役員賞与引当金	20	27
流動負債合計	451	143
固定負債		
退職給付引当金	13	14
固定負債合計	13	14
負債合計	464	157
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,501	2,501
資本剰余金		
資本準備金	301	301
その他資本剰余金	954	954
資本剰余金合計	1,255	1,255
利益剰余金		
利益準備金	58	76
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,218	5,356
利益剰余金合計	4,277	5,432
自己株式	562	738
株主資本合計	7,471	8,451
新株予約権	101	137
純資産合計	7,573	8,588
負債純資産合計	8,037	8,746

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高		
経営指導料	1 200	1 220
売上高合計	200	220
売上総利益	200	220
販売費及び一般管理費	2 430	2 458
営業損失( )	230	238
営業外収益		
受取利息	1 52	1 23
受取配当金	1 2,800	1 1,540
その他	1	1
営業外収益合計	2,854	1,564
営業外費用		
支払利息	1 41	1 2
自己株式取得費用	2	2
事務所移転費用	-	5
その他	5	1
営業外費用合計	49	11
経常利益	2,574	1,315
特別損失		
ゴルフ会員権評価損	1	-
固定資産除売却損	-	0
特別損失合計	1	0
税引前当期純利益	2,572	1,315
法人税、住民税及び事業税	17	20
法人税等調整額	1	3
法人税等合計	19	17
当期純利益	2,592	1,332

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本									新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益 準備金	その他 利益剰 余金 繰越利 益剰余 金	利益剰 余金合 計				
当期首残高	2,501	301	956	1,257	40	1,826	1,866	319	5,305	79	5,384
当期変動額											
当期純利益						2,592	2,592		2,592		2,592
剰余金の配当						181	181		181		181
利益準備金の積立					18	18	-		-		-
自己株式の取得								246	246		246
自己株式の処分			1	1				3	1		1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										22	22
当期変動額合計	-	-	1	1	18	2,392	2,410	243	2,166	22	2,188
当期末残高	2,501	301	954	1,255	58	4,218	4,277	562	7,471	101	7,573

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本									新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益 準備金	その他 利益剰 余金 繰越利 益剰余 金	利益剰 余金合 計				
当期首残高	2,501	301	954	1,255	58	4,218	4,277	562	7,471	101	7,573
当期変動額											
当期純利益						1,332	1,332		1,332		1,332
剰余金の配当						177	177		177		177
利益準備金の積立					17	17	-		-		-
自己株式の取得								175	175		175
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										35	35
当期変動額合計	-	-	-	-	17	1,137	1,155	175	979	35	1,015
当期末残高	2,501	301	954	1,255	76	5,356	5,432	738	8,451	137	8,588

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務に基づき計上しております。なお、退職給付債務の金額は、期末自己都合要支給額としております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「自己株式取得費用」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、営業外費用の「その他」に表示しておりました7百万円は、「自己株式取得費用」2百万円、「その他」5百万円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	361百万円	353百万円
短期金銭債務	82	66

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	200百万円	220百万円
受取利息	52	23
受取配当金	2,800	1,540
支払利息	0	2

2. 販売費及び一般管理費

主要な費目及び金額は次のとおりであり、全額が一般管理費に属する費用であります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
役員報酬	87百万円	96百万円
従業員報酬	136	144
賃借料	64	68
減価償却費	15	7
業務委託料	28	29
株式事務代行料	36	36
法定監査費用	23	23

(有価証券関係)

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
子会社株式	3,169	3,169

(注)子会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価評価しておりませ  
ん。



## ( 税効果会計関係 )

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 ( 2019年 3月31日 )	当事業年度 ( 2020年 3月31日 )
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	65百万円	55百万円
子会社株式評価損	27	27
その他	20	28
繰延税金資産小計	113	111
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	62	55
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	48	55
評価性引当額小計	110	111
繰延税金資産合計	3	-
繰延税金負債		
その他	-	-
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産の純額	3	-

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 ( 2019年 3月31日 )	当事業年度 ( 2020年 3月31日 )
法定実効税率	30.6%	30.6%
( 調整 )		
住民税均等割等	0.1	0.1
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	33.3	35.9
評価性引当額の増減	1.4	-
繰越欠損金期限切れ	-	2.8
その他	0.2	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.8	1.3

## ( 重要な後発事象 )

## ( 譲渡制限付株式報酬制度の導入 )

当社は、2020年5月15日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議し、本制度に関する議案を2020年6月26日開催の当社第12期定時株主総会に付議し、本株主総会において承認可決されました。

詳細につきましては、「1. 連結財務諸表等 ( 1 ) 連結財務諸表 注記事項 ( 重要な後発事象 ) 」をご参照下さい。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形固定 資産	建物	0	-	-	0	0	0
	工具、器具及び備品	1	1	0	1	2	7
	計	2	1	0	1	2	7
無形固定 資産	ソフトウェア	7	0	-	4	3	-
	計	7	0	-	4	3	-

## 【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	17	18	17	18
役員賞与引当金	20	27	20	27
退職給付引当金	13	0	-	14

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当社ウェブサイトに掲載しており、そのURLは次のとおりです。 <a href="http://www.sumiseki.co.jp/">http://www.sumiseki.co.jp/</a>
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株式を有する株主は単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができないとしております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第11期）（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）2019年6月27日関東財務局長に提出

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月27日関東財務局長に提出

#### (3) 四半期報告書及び確認書

（第12期第1四半期）（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）2019年8月2日関東財務局長に提出

（第12期第2四半期）（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）2019年11月8日関東財務局長に提出

（第12期第3四半期）（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）2020年2月6日関東財務局長に提出

#### (4) 臨時報告書

2019年6月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2019年7月2日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

2019年8月29日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

2019年9月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

#### (5) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自2019年6月1日 至2019年6月30日）2019年7月2日関東財務局長に提出

報告期間（自2019年7月1日 至2019年7月31日）2019年8月2日関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月26日

住石ホールディングス株式会社

取締役会 御中

R S M清和監査法人

東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	戸谷 英之
指定社員 業務執行社員	公認会計士	寛 悦生

### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住石ホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住石ホールディングス株式会社及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、住石ホールディングス株式会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、住石ホールディングス株式会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

##### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

2020年6月26日

住石ホールディングス株式会社

取締役会 御中

R S M清和監査法人

東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	戸谷 英之
指定社員 業務執行社員	公認会計士	笥 悦生

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住石ホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住石ホールディングス株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。